



年金制度の改正についてお知らせします

臨時的任用職員の方は 第1号厚生年金被保険者となりました

令和4年
10月1日から

令和4年10月1日から、臨時的任用職員の方は、当共済組合の短期給付および福祉事業のみ適用される「短期組合員」として、**長期給付事業は適用外**となりました。これにより、臨時的任用職員の方は、当共済組合に保険料を納める第3号厚生年金被保険者から日本年金機構に保険料を納める第1号厚生年金被保険者となりました。

制度改正に伴い年金の選択替えを希望される方へ

2つ以上の年金の受給権が生じたときは、原則としていずれか1つの年金を選択することとなり、他の年金の支給は停止されます（以下「併給調整」といいます。）。年金を受給しながら働く臨時的任用職員の方は、上記の制度改正に伴い、令和4年9月30日までの第3号厚生年金被保険者の期間を含めた年金額に改定されます。これにより、現在併給調整されている他の年金へ選択替えを希望する場合は、当共済組合へご連絡ください。

注：65歳以上の遺族厚生年金の受給者が老齢（退職）を事由とする年金をお持ちである場合は、老齢（退職）を事由とする年金を優先して受給することになります（併給調整の対象とはなりません。）。差額があれば、その差額が遺族厚生年金として支給されます。

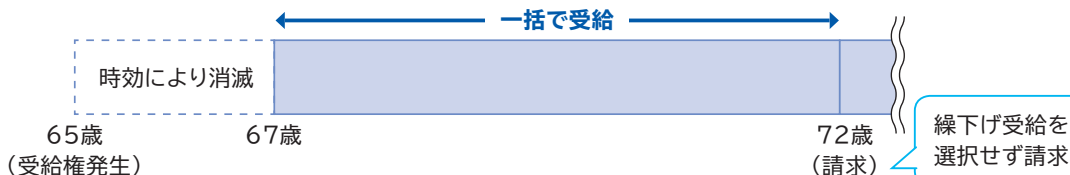
70歳以降に65歳からの年金を さかのぼって請求するときの特例が始まります

令和5年
4月1日から

65歳で老齢厚生年金を請求せずに繰り下げる予定だった方が、66歳以降に年金を受給しようとするとき、繰下げ受給を選択せず、65歳からの年金をさかのぼって一括で受給することが可能です。この場合に受給できる年金について、令和5年4月1日から図のように変わります（昭和27年4月2日以後生まれで、令和5年4月1日以後に請求を行う方が対象です。）。

【例：72歳まで年金を繰り下げる予定だった方が、繰下げ受給を選択せず、65歳からの受給を選択した場合】

現行 請求の5年以上前の年金が時効により消滅してしまう



令和5年4月1日から 請求の5年前に繰下げ受給を選択して請求があったものとみなし、増額した年金を受給可能

